

下関市遠隔臨場ガイドライン

（目的）

遠隔臨場とは、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を使用し、「段階確認」、「材料確認」、「立会」等を行い、受注者及び発注者の業務効率化を目的とする。

（対象）

下関市（上下水道局を除く）が発注する全ての工事及び業務を対象として、受発注者の協議により遠隔臨場を実施できるものとする。

（実施方法）

・事前打合せ

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、遠隔臨場の適用（遠隔臨場で確認する項目・内容）、仕様（使用する機種・アプリケーションまたはサービス）について、監督職員等と打合せを行うものとする。

・段階確認・立会・確認の実施

受注者は、モバイル端末等により、監督職員等に対して映像と音声の同時配信と双方向の通信を開始する。

監督職員等が必要な情報を得ることができた場合に、臨場に代えることができるものとする。ただし、監督職員等が必要な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、臨場により実施するものとする。

・記録と保存

受注者は、遠隔臨場の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。

遠隔臨場を現場技術員が実施する場合、現場技術員は実施状況を動画や画面キャプチャ等で記録し、監督職員等の確認を受けることとする。

（機器等の手配・仕様）

受注者は、遠隔臨場の実施に必要なモバイル端末等の手配や通信環境等の準備を行うものとする。

また、利用するアプリケーションまたはサービス等の仕様については、監督職員等が保有するインターネット通信が可能なタブレット端末等で利

用が可能であり、かつ監督職員等の利用に際して通信費以外の費用が新たに生じないものを受注者が選定し、事前に監督職員の詳細を得るものとする。

(費用)

受注者が行う遠隔臨場に要する費用については、別途計上しない。

(留意事項)

・安全対策の徹底

遠隔臨場では、撮影者の意識が対象物や画面に集中し、足元等への注意が薄れる等、事故につながるおそれがあるため、受注者は遠隔臨場実施時の安全確保対策を徹底すること。

・プライバシー等への配慮

受注者は、被撮影者となる作業員に事前に了解を得ること、プライバシーを侵害する音声を配信しないこと、施工現場外や作業員以外の人物等ができる限り映り込まないこと等に留意すること。

(適用年月日)

令和6年9月1日から適用する。